

「テラヘルツ波帯の情報通信利用に関する調査検討会」

開催要綱（案）

1 名 称

本会は、「テラヘルツ波帯の情報通信利用に関する調査検討会」（以下「調査検討会」という。）と称する。

2 目 的

本調査検討会は、今後大容量化していく有線系情報通信ネットワークと、情報家電や通信機器等へのテラヘルツ波帯利用の可能性および課題を探ることを目的とする。

3 検討項目

調査検討会の目的を遂行するため、次の項目について調査・検討する。

- （1）テラヘルツ波帯の現状課題とニーズ
- （2）テラヘルツ波帯を利用した社会の可能性
- （3）技術的可能性についての実証実験
- （4）テラヘルツ波帯利用についての課題の取りまとめ

4 構 成

調査検討会の構成は、次のとおりとする。

- （1）調査検討会は、近畿総合通信局長の委嘱を受けた委員により構成する。
- （2）調査検討会に、座長を置く。座長は、委員の互選により選出する。
- （3）必要に応じてオブザーバーの参加を認めることができる。
- （4）調査検討会には、必要に応じ具体的な検討を行う作業部会を置くことができる。
- （5）作業部会の構成員は、調査検討会で定める。
- （6）作業部会の部会長は、作業部会の構成員の中から座長が指名する。
- （7）本会の事務局は、近畿総合通信局情報通信部情報通信連携推進課に置く。

5 運 営

調査検討会の運営は次のとおりとする。

- （1）調査検討会は、座長が招集し主宰する。
- （2）運営に関して必要な事項は、調査検討会において定める。

6 開催期間

調査検討会の開催期間は、平成21年9月から平成22年3月までとする。